

## 官民ファンド総括アドバイザー委員会（第4回）

### 概要

日 時：平成25年8月23日（金） 8:50～9:50

場 所：官邸2階小ホール

出席者：世耕 内閣官房副長官、和泉 内閣総理大臣補佐官、池田 弘 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長、翁 百合 日本総合研究所理事、川村 雄介 大和総研副理事長、水野 弘道 京都大学 iPS 細胞研究所アドバイザー、古谷 内閣官房副長官補、黒田 内閣官房内閣審議官、持永 内閣官房 PFI 法改正法案等準備室長、三井 金融庁総括審議官、小野 内閣府地域経済活性化支援機構担当室長、中島 公正取引委員会経済取引局長、関 総務省地域力創造審議官、栗原 財務省大臣官房政策金融課長、上野 財務省理財局次長、布村 文部科学省高等教育局長、三浦 農林水産省食料産業局次長、西山 経済産業省経済産業政策局審議官、富田 経済産業省商務情報政策局長、北川 経済産業省中小企業庁長官、吉田 国土交通省建設流通政策審議官、清水 環境省総合環境政策局長、

#### 1. 開会

開会にあたっての世耕内閣官房副長官からの発言は以下のとおり。

- これまで3回の委員会を開催し、9つの官民ファンドからヒアリングを行うとともに、財務省理財局からは出資者の観点からの意見を、公正取引委員会からは競争政策上の観点からの意見をいただいた。これらをもとに、有識者の皆様には、大変有意義な議論をいただいている。
- 日本経済を成長軌道へと定着させるためには、動かなかったヒト・モノ・カネを動かしていくことが必要であり、このためにも、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されており、我々の取組は非常に重要である。
- 私自身も、官民ファンドについては、議論を重ねれば重ねるほど、深い世界であるとの実感が増しているところであり、結果として、当初の予定よりも長い時間をかけてじっくりと議論をさせていただくことになった。
- 本日は、これまでの議論のまとめとして、ガイドラインの策定に向けた議論を進めていきたい。

#### 2. 議題 ガイドラインの策定に向けた議論

- ガイドライン案中に「ベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業支援等」と記載されているが、地域活性化のために地元のベンチャーを起こすことがより重要であるから、「地域経済を支える地元企業及びベンチャー企業支援等」と修正すべきである。
- 修羅場を乗り越えてきたベンチャー企業経営者や事業変革を行った大企業の経営者には、経営の勘が備わっているから、アドバイザーボード等は、構成員の半分以上をこのような方々にして、リターン予測や政策目的のチェック等を行うべきである。
- 新しい波を起こすことができる人材を育成することが官民ファンドの一つの目的である

から、その旨をより明確にガイドライン中に書き込むべきである。

- 地方都市において、民間の力を引き出すためには、地方の既存事業の再生だけでなく、新しい視点でのベンチャーの育成も必要である。
- ファンドによって、ハイリターンを求めるもの、ローリターンでも政策上の必要があるもので、性質が大きく異なるものと思われる。
- ファンドの設立期間が終了したときに、全体としてそのファンドがどのように国民経済に貢献したかを測る評価基準が必要である。
- どのファンドも、意思決定の責任者が誰であるのかが明らかではない。投資委員会やアドバイザリーボード等に入っている外部の有識者には賠償責任があるのか、その場合は会社役員賠償責任保険がかけられているのかが明らかではない。
- 各ファンドから、投資先との契約上、情報を公開できないという話があったが、税金を用いる以上は、少なくとも上場企業の公開基準と同程度の情報は開示すべきである。この委員会までの情報提供とするのか、出資者たる理財局までの情報提供とするのかについては議論があるだろうが、アドバイザリーボードに挙げられたものは公開できるということを前提とすべきである。
- ファンドの各階層はどこまで決定権を有するのか、どのような場合に上の階層に報告すべきなのかを事前に決めておかないと、組織構造が有名無実化する恐れがある。どのような例外が出てきた場合に上の階層に報告すべきかを事前に列挙しておいたほうがよい。
- 来年度の予算に向けて動いている時期でもあり、早急にガイドラインを公表すべきである。個々のファンドもさることながら、官民ファンド全体として、国民に納得されるような何らかの報告が早くできるとよいと思う。
- 守秘義務があるから何も説明できないという姿勢では国民の信頼を損ねる。ただし、すべからず日本国民に公開すべき事項、出資者たる国及び民間出資者に公開すべき事項、政策目的を遂行する監督官庁たる国に公開すべき事項の3段階があり、それぞれ異なる。
- 国民としては、官民ファンドについて、元本は毀損しないだろうかという不安を持っていると思われるので、特に初期においては、毀損のない成功事例を出すことによって、国民の信頼を得るようにしてほしい。
- アドバイザリーボード等の外部の有識者のアドバイスによって損害を生じたような場合には責任を問われるのか。有識者の役割は、政策目的から大きな逸脱がないか、利益相反がないかを判断することであると思われる。
- 修羅場を乗り越えた人間をアドバイザリーボード等に入れるべきとの意見に対して、アドバイザリーボードよりもむしろ執行部に入れたほうがよいと思われる。
- ガイドラインはどのような位置づけで決定され、どのような拘束力を持つのか。
- ガイドライン案中に記載されている投資実績の開示はどこまでが求められるのか。上場企業は従前の四半期開示以上のものを求められるのか、非上場企業は上場企業同様の開示を求められるのか、ジョイントベンチャーの場合はそれ自体の開示なのか又は実質的な運営主体の開示なのか。「注」でもよいので、書き加えた方がよい。
- ガイドラインを参考にして、最終的に国民の資産を毀損しないか、成長に資するのか等さまざまな視点から多面的な議論が必要である。

- 外部の有識者に意見を聞くべき重要な意思決定とは何かを決めておいたほうがよい。執行部は基本的には案件をやりたいという方針なので、それを外部から多角的に意思決定する仕組みがないといけない。
- 投資委員会には、すでに組織に責任を負って、役員保険がかけられた社外取締役が入っている。だからこそ、月1回の開催などではなく、もっと頻繁にコミュニケーションをすべきであり、各案件について納得した上で決定すべきである。委員会のメンバーが責任を負える体制であることが重要である。
- 社外取締役が投資委員会に入って意思決定に関与するのであれば、あえてアドバイザリーボードを新しく設ける必要はないのではないか。かえってガバナンスの責任が不明確になりかねない。
- ガイドライン案中の記載は、国民への情報公開も指しているのだと思うが、その旨が明確に記載されていない。国民一般に、各案件についてどのように考え、決定したのかの背景をきちんと示すべきである。
- 今後、TPP交渉において、官民ファンドが国家ファンドによる一企業のサポートと解釈される懸念があり、この委員会のチェック機能はますます重要になると思われる。
- 官民ファンドの目的は、元本の保全とリスクテイクという2つの相反する目的だといわれているが、どちらも達成すべきものである。例えば、米国の民間ファンドでも、リスクをとりつつ、元本以上のリターンを出している。

以上